

令和4年 第1回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和4年1月13日(木)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎4階大会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和4年1月13日(木) 午後1時25分		
	閉 議	令和4年1月13日(木) 午後2時39分		
出欠委員の氏名  出席 4名 欠席 1名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也		○
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	帯山 保磨	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

# 会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第14回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する訓令の一部を改正する訓令）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（ICT支援員の設置等に関する要綱の一部意を改正する告示）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第4号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

議案第5号 時津町立中学校遠距離通学生徒通学費補助金交付要綱を廃止する告示

議案第6号 学校教育支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

議案第7号 時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和4年第1回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

### 日程第1 会議録の承認について（第14回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第14回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和3年第14回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和3年第14回の会議録を承認することに決しました。

### 日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和3年12月7日から令和4年1月11日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

### 日程第3 報告第1号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第1号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。報告第1号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、報告第1号は秘密会で議事進行することに決しました。  
本案について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

**【秘密会により非公開】**

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

**日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会職員  
のハラスメントの防止等に関する訓令の一部を改正する訓令）**

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会職員の高ラスメント  
の防止等に関する訓令の一部を改正する訓令）の件を議題とします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第1号について、ご説明いたします。

本議案につきましては、国家公務員の人事院規則が改正されたことに伴い、時津町教育委  
員会職員の高ラスメントの防止等に関する訓令を改正するものです。

なお、施行日が令和4年1月1日であり、教育委員会を招集する暇がありませんでしたの  
で専決処分したものです。

具体的な内容につきましては、資料の最後の新旧対照表をご覧ください。

太字でアンダーラインを引いている部分が改正箇所、左側が「改正案」、右側が「現行」  
になります。

改正内容でございますが、ハラスメントをなくすために留意すべきこととして、これまで  
の「妊娠・出産・育児・介護」に加えて、「不妊治療を受けることに関する否定的な言動」  
につきましても追加するものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第1号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する訓令の一部を改正する訓令)の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(ICT支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示)

○ 相川教育長

続きまして、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて(ICT支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示)の件を議題とします。

議案第2号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

本件のICT支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する要綱」を改正する告示につきましては、GIGAスクール構想により、児童生徒に1人1台の端末が導入され、学校におけるICT機器が増加したことや、その活用場面が増加したことなどにより、業務量が増加しております。

このことに対応するため、来年1月からICT支援員1名の1週間当たりの勤務日を1日増やし、週4日から5日にすること、また、現在学校内での勤務のみとなっておりますが、教育委員会事務局においても業務ができるよう要綱の改正が必要となりましたが、教育委員会を招集する暇がなかったため、令和3年12月10日付けで、専決処分をさせていただいております。

本議案は同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 吉田教育委員

1週間あたり36時間15分又は1週間あたり29時間とありますが、こういった分け方になりますか。

○ 帯山学校教育課長

現在、ICT支援員を2名雇用しております。学校業務に携わる方が1週間あたり29時間、教育委員会業務に携わる方が1週間あたり36時間15分となります。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第2号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（ICT支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示）の件は、原案どおり可決されました。

**日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）**

○ 相川教育長

続きまして、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第3号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第3号について、事務局の説明を求めます。

**【秘密会により非公開】**

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

**日程第4 議案第4号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について**

○ 相川教育長

続きまして、議案第4号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件を議題とします。

お諮りします。議案第4号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学については、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第4号は秘密会で議事進行することに決しました。議案第4号について、事務局の説明を求めます。

**【秘密会により非公開】**

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

**日程第4 議案第5号 時津町立中学校遠距離通学生徒通学費補助金交付要綱を廃止する告示**

○ 相川教育長

続きまして、議案第5号、時津町立中学校遠距離通学生徒通学費補助金交付要綱を廃止する告示の件を議題とします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

それでは、議案第5号、時津町立中学校遠距離通学生徒通学費補助金交付要綱を廃止する告示について、説明いたします。

本町では、これまで路線バスで通学をする鳴北中学校の生徒の保護者に対して、義務教育の円滑な運営を図るため「時津町立中学校遠距離通学生徒通学費補助金交付要綱」により通学費の一部補助を実施しております。

本議案においては、バスの利用環境の変化による補助金の支給方法の変更及びこれまで申請に必要としていた押印を見直して新たに要綱を定めることにより、現行の要綱を廃止するものです。

なお、新たに定める要綱は、町の補助金規則に基づき要綱を定めるため補助金の申請先及び決定権者が時津町長となるため、「時津町立中学校遠距離通学費補助金交付要綱」として町長部局で告示を行います。資料をご覧ください。

こちらが、新たに定める要綱となっています。第1条ではこの補助金の趣旨をこれまでと

同じ内容で定めております。第2条では、補助対象者をこれまでどおり通学距離が概ね3 km以上の者としております。第3条第1項では、補助金の算定額を別表（資料の裏面）のとおり規定しており、定期券を利用する場合は、その購入額の1/2を、定期券を購入しない場合は、実際にバスに乗車した時の運賃からNタスカードを利用した時に付与されるTポイント分を差し引いた額の1/2の額を補助金の額としております。また、1円未満は切り捨てとしています。

なお、定期券を購入しない場合の算定につきましては、これまでは実際にバスに乗車した時の運賃に、11分の10を乗じた額としていましたが、これは回数券の購入を想定していたものでした。このため、今回見直しを行っています。

次に、第2項と3項では、補助金を学期単位で交付することや通学距離の算定方法を定めています。第4条は、他の制度でバス代が負担されるときには、本補助金の対象から除外することを定めています。第5条は、補助金の交付申請や請求等の手続きを在籍する学校長に委任することを定めています。第6条は、補助金の申請に必要な手続きについて、保護者が行うものと学校長が行うものを定めています。第7条は、交付決定を交付決定通知書により行うことを定めています。第8条は、学校長が行う補助金の請求手続きの方法を定めています。第9条は、この告示以外に必要な事項は、町長が別に定めることを定めています。

なお、これまで押印を必要としていた各様式については、押印を求めないようになっていきます。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 吉田教育委員

助成は、通学費全額ではないのですね。

○ 帯山学校教育課長

はい。1/2補助となります。

○ 吉田教育委員

通学費を受給している生徒は、何人いますか。

○ 帯山学校教育課長

現在6名の生徒が受給しています。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第5号、時津町立中学校遠距離通学生徒通学費補助金交付要綱を廃止する告示の件は、原案どおり可決されました。

#### 日程第4 議案第6号 学校教育支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

##### ○ 相川教育長

続きまして、議案第6号、学校教育支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件を議題とします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

##### ○ 帯山学校教育課長

議案第6号、学校教育支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

学校教育支援員につきましては、現在、各小中学校に、合わせて14名が配置され、主に特別のサポートが必要な子どもたちへの支援を行っております。

この任用は、現在、会計年度職員として学期単位で行っておりますが、これまでは、社会保険の適用範囲には入っておりませんでした。

しかし、令和4年10月から社会保険制度が変更され、短時間労働者へも保険の適用範囲が拡大されることに伴い、任用期間を学期ごとから1年に変更するため、必要な改正を行うものでございます。併せて職務内容の一部について、その表現をより明確にし、また、夏季休業期間中は勤務を要しないことを明記しております。

なお、任用期間を学期から1年に変更した理由としましては、現在より雇用期間を短くして2カ月以内とすると社会保険の対象から外れ、本人の費用の負担がなく業務に従事できますが、そのまま連続して次の月以降に任用することは、制度上できません。

そうすると、支援を受ける子どもたちにとっては、2カ月ごとに違う支援員が接することになります。そのため、心身的に支援が必要な子どもたちにとって、やっと支援員に慣れたところに相手が変わることから、大きな負担になりますし、支援員も同様に子どもとの関係の再構築をしなければならず、大きな負担になります。

このような状況を避けるため、雇用期間を1年間に変更し、安心できる相互の支援関係を構築して、安定した学習環境の維持を図るものです。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第6号、学校教育支援員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件は、原案どおり可決されました。

**日程第4 議案第7号 時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示**

○ 相川教育長

続きまして、議案第7号、時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件を議題とします。

議案第7号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

議案第7号、時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。資料の新旧対照表をご覧ください。

現在、町立小中学校には、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための消毒作業や保護者への連絡文書の印刷など、増加した教員の校務の負担の軽減を図るため一般事務補助員を各学校1名ずつ任用しています。

この補助員は、任用期間が1学期、1週間当たり28時間45分の勤務条件となっております。

しかし、令和4年10月から社会保険制度が変更され、短時間労働者へも保険の適用範囲が拡大されることになっています。

そのため、社会保険の適用を受けても従来通り働きたい方と、保険適用がなく配偶者の扶養の範囲で勤務を希望する方も多いため、人員確保が困難になることが見込まれています。

そこで、これまでの週28時間45分の勤務に加え、週15時間の勤務も可能とし、勤務条件の幅を広げて必要な人員を確保するために、改正を行うものとなっております。

また、この要綱には、教育委員会で任用する、他の会計年度職員の勤務条件も規定されており、これと区別するために、新たに「学校において教員の業務の円滑な実施のために任用する一般事務補助員」として整理しています。

以上で議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

○ 吉田教育委員

スクールサポーターは、各学校1人いらっしゃるのですか。

○ 帯山学校教育課長

はい。各学校1人配置しています。

今までは、午前8時から午後5時までの間の勤務で週あたり28時間45分だけとなっておりますが、午前と午後で交替することもできるよう1週あたり15時間の追加設定を行いました。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

○ 川崎教育委員

学校教育支援員は、社会保険改正で任用期間が伸びたのに、同じ社会保険改正で教育委員会一般事務補助員には、勤務時間が短縮の週15時間が追加設定されたのですか。

○ 帯山学校教育課長

学校教育支援員は、任用期間が短いと応募が少なく、また、子どものサポートは、2か月ごとに支援員が替わる対応では、子どもにとってもよくないことということから任用期間を1年間としました。また、教育委員会一般事務補助員は、単純作業であり、保険適用がなく配偶者の扶養の範囲で勤務を希望する方が多いため、1週あたり15時間勤務を設置しました。

○ 川崎教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等がありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第7号、時津町教育委員会一般事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示の件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第1回時津町教育委員会会議を閉会します。